と題され、享保年間の六つの触れが記載された古文書である。うになったのはこの古文書のお陰である。それは御触書の写し府の制度改革である。歴史に疎い私がこのように答えられるよ事保の改革とは八代将軍吉宗が行った質素倹約を旨とした幕

たものであろうがそれ以上のことは分からない。い。上げ米の制は大名宛のものであるからその関係者が記録し書にでもしたい内容であるが残念ながら虫食いが多く読みづらんなものが手に入るのか自分でも不思議である。古文書の教科書かれている。まさに享保の改革を代表する古文書である。こ歴史の教科書にもある目安箱、新田開発、上げ米の制などが

とを少し後悔している。とがある。そのときはなんだか分からずに手に入れなかったこ屋の手本にさせた。以前にこの表題のある手書き文書を見たこ年、室鳩巣に和訳させて六諭衍義大意と名づけて出版し、寺小六諭衍義(りくゆえんぎ)を荻生但来に訓読をつけさせ、同七古宗は享保六年には清の聖祖康照帝の六つの教諭を解説した

持つ人の知識ひとつにかかってくるといってよい。が只の紙切れになるか、歴史の証言者となるかはその古文書をこのように知ると知らぬでは全く価値が違ってくる。古文書



八代将軍徳川吉宗

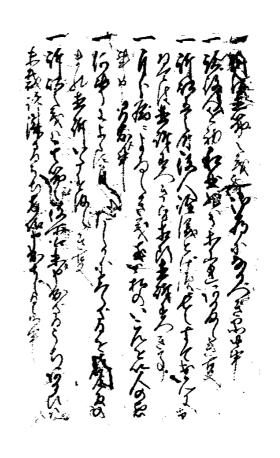
実行した。寛延四年(一七五一年)六月二十日に死去した。民の意見を取り入れるための目安箱の設置などの享保の改革をる幕政改革、新田開発など公共政策、公事方御定書の制定、市幕政改革を実施。幕府権力の再興に務め、増税と質素倹約によ代の藩政を幕政に反映させ、将軍家宣時代の正徳の治を改める事保元年(一七一六年)第八代将軍に就任した。紀州藩主時

文明二日 古 本日 10 人名 10 大日 10 大日

享保六丑年建日本橋御高札之写

定候上ハ外二捨て文いたし候もの取上なく候間右限之儀者昼九つ時迄之内二差置へく候如此場所箱出し置候間書付持参候もの右之箱へ可入申候刻八月ゟ毎月二日十一日廿一日評定所外之腰かけの内二致法外之事共茂これ有り候由之評定所「おゐて当ちかき比度々所々≒けミやう并住所等無之捨文式日 二日 十一日 廿一日

之通一同! 承知候ため此所に立置者也



- 御仕置筋之儀に付御為になるへき品候事
- 諸役人をはじめ私曲非分等これあるましき事
- いては直訴すへき旨相断直訴すへき事訴訟有之時役人詮議とげず長々すておかんにお
- 自分為二よろしき儀或ハ私のいこんを以人の悪
- 事申間敷事
- まれ直訴いたすまじき事一何事によらず自分たしかに志らさるを人にたの
- 未裁許済ざるうち両様申出ましく候事「訴訟之儀ハ其筋々役所泣未だ申出さるうちあるひは

さきるます春い

まるへし訴の人之名并宿書付これなくハ取れるへし訴の人之名并宿書付これなくハ取れる之類取上なし、書もの即焼すつべし尤たくみのせ申間敷事 の世ののでいを申さす少二^而取結ぎょせつを書

丑壬七月廿五日 奉行

に周知したものである。徳川実紀につぎのように記されている。るように評定所に意見書を投函する箱が設けられたことを町民は単に箱といわれていたが、町民が直接幕府へ意見を進言できてれは将軍吉宗のとき公示された目安箱の高札である。当時

(有徳院殿御実紀の記述には)

(次の布令により実施された)

捨て文は勿論、外へ直訴致すまじき事候。右札に之有り候通り、直訴場も相極り候上は、此以後此度日本橋に高札相建て候。右の趣相心得、罷り在るべく

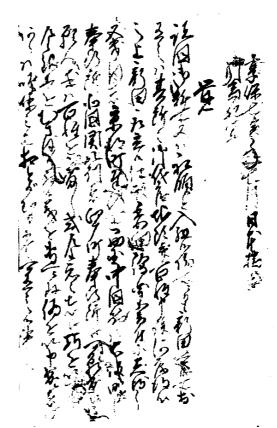
日本橋高札

初めとして、明治六年二月まで使用されたという。
で、そこに高札が描かれていることに気づく人は少ないと思う。
が、そこに高札が描かれていることに気づく人は少ないと思う。
が、そこに高札が描かれていることに気づく人は少ないと思う。
が、そこに高札が描かれていることに気づく人は少ないと思う。
が、そこに高札が描かれていることに気づく人は少ないと思う。
が、そこに高札が描かれていることに気づく人は少ないと思う。
が、そこに高札が描かれているの高札も描かれており、日本橋といえば高れのある場所、高札場として知られていた。
徳川幕府が農
が、そこに高札が描かれていることに気づく人は少ないと思う。

御江戸日本橋の風景(橋詰に高札が建っている)『御江戸名所方角書』(寛政五年再板西村至与八板)より

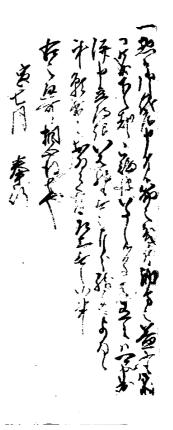


御触書之写(新田開発一)



御高札の写し。 享保七寅年七月日本橋

彰

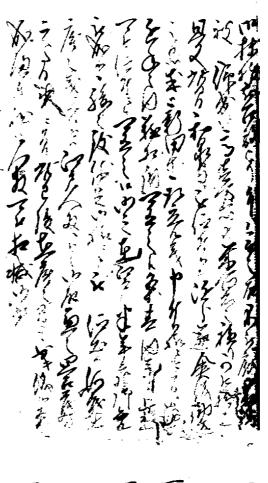


右之通可相心得者也事願出においては取立無之候事が出においては取立無之候事によろしきが中立へきいはれも無之自分勝手によろしき相成下之却而難儀いたし候事茂有之ハ可申出惣而御代官申付候筋之儀に付納方之益にも不

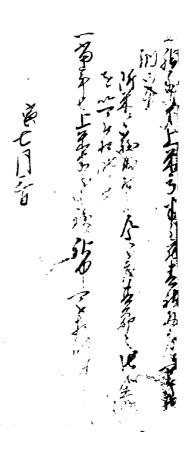
寅七月

奉行

関八州は江戸町奉行所へ願い出よ」(『御触書寛保集成』所収銭のは京都町奉行所、西国・中国筋は大坂町奉行所、北国筋・発可能な地域があったなら、その所の幕府代官や地頭ならびに発可能な地域があったなら、その所の幕府代官や地頭ならびにに江戸の豪商などの参加を求め、その財力をあてにしたものとに江戸日本橋のたもとにかかげた。これは明らかに、新田開発を江戸日本橋のたもとにかかげた。これは明らかに、新田開発を江戸日本橋のたもとにかかげた。これは明らかに、新田開発を江戸日本橋のたもとにかかげた。これは明らかに、新田開発を江戸日本橋のたもとにかかげた。これは明らかに、新田開発を江戸日本橋のたもとにかかげた。これは明らかに、新田開発



- 過候而参府可致候事嫡子御暇被下候ハ其父在所到着已後六十日
- 候而御門番火之番等可被仰付候事御暇被下間敷候併一年半八御暇格准し在所又八居所有之面々幼少若年之者も
- 上米之儀大坂御蔵江成共当地御蔵江(成共面々)



勝手次第上米高半分宛春秋両度(可被相)

納候事

附米二 而難成面々ハ金而茂口・・・・ ロ

当年者上米半分之積り秋中可被相納候事

を以可被相納候事

寅七月三日

上米の制

き百石の割合の三分の一宛を差出すように命じた。 、行政費にも事欠く状態で、現状のままでは御家人数百生じた。行政費にも事欠く状態で、現状のままでは御家人数百生じた。行政費にも事欠く状態で、現状のままでは御家人数百生がた。行政費にも事欠く状態で、現状のままでは御家人数百生がた。行政費にも事欠く状態で、現状のままでは御家人数百生がた。行政費になってきた結果、旗本の俸給米にも不足を

徳川吉宗とその時代』辻達也著

顧みられず仰せ出され候」と切々と訴えている。数百人御扶持召し放さるべきより外は無之候故、御恥辱をもかなり意を用いたようである。「左候ハねば、御家人之内、この「上げ米」令は前代未聞の措置だっただけに、吉宗

思召まゝ冶御調被遊たるもの」と批判している。生じ可申様に存候。御文盲ござなされ候故、只御質直に被顧みられずに有之儀など、近頃不入御文体、後世の議論もの御言にて、少御自慢の方に御座候」と報じ、「御恥辱をもこの文章が学者たちの批判を招いた。室鳩巣は「御自身

いる。吉宗としては、なりふりかまわぬ措置だったのであやすくまどろまれず候」と、悲慣の情を門弟に書き送って共おもひめぐらし候へば、物体なき事と、更にさらに夜もりゆき候ては、いかに可有之候やらむ。すべてこれらの事新井白石に至っては「天下の人恥辱を顧みず候やうにな

る

享保七寅年御国役被 仰付候御書付

鴬

十二月十日を限上納之筈二候間御代官伊原半左衛門高百石二付金弐分拾四匁八分宛村々ゟ取立て当差加へ候其時ハ右四ケ国御料私領寺社領共ハ不口二候依之右入用金高之内拾分一ハ従公儀被二付此入用ハ武蔵常陸上野下総ュ国役高掛候筈今度利根川江戸川鬼怒川小貝川通御普請

池田新兵衛方江可有御納候事

御差出候事

領主地頭ゟ吟味之上右寺社領高書加一同可有領主地頭ゟ吟味之上右寺社領高書加一同可有が領主地頭より是又右両人之御代官ュ可有と候告「候右高掛金納相済候上「而口之領地高一個収候事の有之候且又寺社之義同様之筈」 傾記 御人の論都而其村之有高江 回程に別紙案文之通書付御勘定所 其団御代官 知高一個収候事

村

高書付二相誌御勘定書江御差出可有之高掛金相納候ハハ御代官ゟ請取手形取之領知迄を書記厘毛ハ不及記候事

以上

候事

駒木根肥後守 大久保下野守 東十月 水野伯耆守

辻 六郎左衛門 杉岡弥太郎 萩原源左衛門

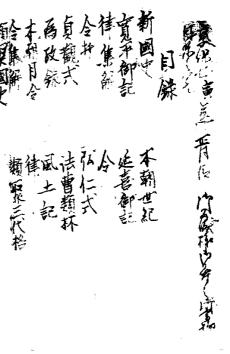
国役普請

て新田開発を促進するために行われたといわれる。 て新田開発を促進するために行われたといわれる。 十分の九を流域の幕府領、私領、寺社領の区別なく石高に応じ 河川は、費用が一定額を超えた場合は幕府が十分の一を補助し、 の大名領の河川はその大名の普請とし、それ以外の国役指定の 役普請」は享保五年(一七二〇年)に制度化された。二十万石以上 大河川の堤防や浚渫などの治水の普請のために行われる「国

っている。

「大学では「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入口のでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入口のでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入口のでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入口のでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入りのでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入りのでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入りのでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入りのでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普請につき、入りのでは「利根川、江戸川、鬼怒川、小貝川の普替につき、入りのでは、

通奉行、後の四川奉行である。府領代官が徴収し、「国役金受取状」が発給される。連名者は川ら「国役金賦課状」が各領主に通達される。秋の収穫期以降に幕国役普請は幕府が全費用を立替えて行い、翌年幕府勘定所か



享保七寅年正月従御公儀様御尋之御書物

ひ上

目録之写

目録

新国史

買平御記

延喜御記

本朝世紀

合少 弘三

法曹類 林

風土記

為 貞 令 政 観 並 録 式

本朝月令

類聚三代格

令集解

類聚国史

東京大学史料編纂所報に、

広く求め、収蔵させた。

集)や、明末から清初にかけて隆盛した戯曲・通俗小説なども

行に命じて輸入させた新刊の漢籍(地方志・医書・随筆・詩文など、諸国に命じて集めさせた各地の古文書や、さらに長崎奉

代には寺社奉行配下青木昆陽による徳川家旧領の家蔵文書収集右に置いて頻繁に文庫から書を借りたという。さらに、吉宗時六年)六月には儒者林家に命じて書籍目録を提出させ、常に座

記・本朝月令・律・令集解・類聚三代格・類聚国史である。解・令・令抄・弘仁式・貞観式・法曹類林・為政録・風土索書籍は、新国史・本朝世紀・寛平御記・延喜御記・律集みの経過が時を逐い、具体的に記されてある。この時の捜されて、諸向から献上のあったことは、近藤正斎の「好書享保七年には、幕府から佚書探訪の令が諸藩その他に伝達

と一致する。ここには目録だけしか書かれていない。

紅葉山文庫(フリー百科事典『ウィキペディア』)

八代将軍徳川吉宗が就任すると、さっそく享保元年(一七一

を作うひすらなりかまとしかまる

されてきないは、おかんできるからなっているとうというというというないというかんできるからない

5。 享保十一年午人數御改書上之御書付

申候且又武家方之奉公人并又ものハ書出で、大何月改何歳以上認メ候と申譯書加可被、出度ハ田畑町歩被書出候、不及人數計書付、此度ハ田畑町歩被書出候、不及人數計書付、相改惣人數郡切に書記領分限に可被差出候相改惣人數郡切に書記領分限に可被差出候利書付、大田工年被差出候通諸国領知之百姓町人、大田工作、

不及候事

F 13月 支配下注可被相触候己上 右去丑年之通!! 相心得書付面々被差出候様

徳川吉宗とその時代』辻達也著

『享保通鑑』に載っている。としては、まず江戸の人口調査を行ったことが、竹中重栄ようになったのも、享保期の幕政の特色である。人口調査数字的資料の記録のみならず、数的調査を諸方面に行う

でいる。 一人一日米五合宛配給した場合の米の量が記してある。 八年の調査では、宗派別の人数はないが、吉原の人数 の宗派別の人数、それに町数・家数の他に寺数も載っている。 一人一日米五合宛配給した場合の米の量が記してある。 が記され、また長寿者が載っている。 三年の調査は町奉行支配に限り、人口は十年、同八年七月の記録がある。 いずれも武家関係は除外し それによると調査は享保三(一七一八)年十二月、同六

なかったようで、同八年に繰り返し発令されていることであった。しかしこの調査はあまりはかばかしく進ま僧尼等の人数を郡毎に集計して、勘定所へ差し出せというると幕領・私領の別なく、村々の田畑の面積、百姓・町人・全国的調査はまず享保六年六月に指令された。それによ

願候口去年御触書不致承知ものと相関に口去年御触書不致承知ものと相関にて、というには、これのでは

ル人名為信子名の中心である。 とうでは、ハーラーのできた。 御触書之写(

慎入猪鹿猿可打殺旨在之被可相触炮と申口ハ無之候此段弥無相違様夏中間候向後ハいつれも玉込之筈! 候おとし鉄

已上

十二月

めに撃つ空砲である。「おとし鉄炮」(威し鉄砲)は鳥獣などをおどして追い払うた